

○国土交通省告示第三百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年三月十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」・北海道上磯郡木古内町字亀川地内から同町字大平地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 北海道上磯郡木古内町字亀川、字二乃岱、字橋呉、字幸連、字札苅及び字大平地内
- 2 使用の部分 北海道上磯郡木古内町字亀川、字二乃岱、字橋呉、字幸連及び字札苅地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

#### 1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道北斗市茂辺地地内の北斗茂辺地インターチェンジから同道上磯郡木古内町字大平地内の木古内インターチェンジ（仮称）までの延長16.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道228号改築工事（函館・江差自動車道「茂辺地木古内道路」）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### 2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

一般国道228号（函館・江差自動車道。以下「本路線」という。）は、函館市を起点とし、北斗市、上磯郡木古内町等を経て檜山郡江差町に至る延長約70kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する上磯郡木古内町及び木古内町に隣接する同郡知内町（以下「本地域」という。）は、農業及び水産業が盛んな地域であり、にら及びかき等の農水産品が、陸上輸送により函館市方面に運ばれ、函館港等を経由して道内外へ出荷されている。

本地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道228号があるが、本件区間に対応する一般国道228号（以下「現道」という。）は、本地域における唯一の幹線道路であるにもかかわらず、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良区間が存在するほか、特に冬期においては、積雪によって車道幅員が減少することなどから、大型車相互の交通に支障をきたす区間が存在し、また、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するとともに、供用済みである本路線の他の区間と接続することで、定時性の確保が図られ、物流の効率化等に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年7月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年3月及び12月に環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるオジロワシ、オオワシ及びクマガラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ等の生息が確認されている。オジロワシ、オオワシ及びクマゲ

ラについては、同様の生息環境は周辺に広く残されることなどから、影響は小さいとされている。オオタカ、クマタカ及びハヤブサについては、営巣が確認されていることから、専門家の指導助言を受け、モニタリング調査を継続し、必要に応じて適切な保全措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているイヌマムカゴ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所では生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が15箇所存在するが、北海道教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### **(3) 事業計画の合理性**

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく2車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、中間ルート案（申請案）、山側ルート案及び海側ルート案の3案による検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は用地取得面積及び移転対象物件数は中位であるものの、土工バランスがよく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

## **4 法第20条第4号の要件への適合性**

### **(1) 事業を早期に施行する必要性**

3(1)で述べたように、現道は、線形不良区間等が存在し、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる高規格幹線道路函館・江差自動車道早期建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 北海道上磯郡木古内町役場